

令和2年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 令和2年(2020年)7月16日(木)
午後2時10分～午後3時
場所 市庁舎本館3階303会議室

- 1 出席者 高橋会長、鈴木委員、彦根委員、宇山委員、高橋委員、牧石委員、高山委員、下島委員、久保田委員、今井委員、綾部委員
以上11名
(欠席者：2名)

事務局：重田健康・こども部長、草山保険年金課長、長島担当長、
坪内主査、門田主任、阪上主事

以上6名

- 2 傍聴者 0名

- 3 開会

過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により会議は成立した。

- 4 議事

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長 : 協議会次第にしたがいまして議事を進めます。

議題(1)「令和元年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込み」を議題といたします。では事務局から説明をお願いします。

事務局 : 令和元年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

資料を確認しながら、令和元年度決算の概要や特徴、国民健康保険税の収納率等について説明した。

会 長 : ただいま、決算の概要から始まりまして、決算見込み、最後の収納対策方針の策定、具体的な取り組み事項等、説明が事務局からありました。ここで皆様方からご質問、ご意見を頂ければと思います。

委 員 : 今年度の歳入歳出収支差引額が2億8000万ぐらい黒字になっていますね。これはもしかしたら次のページにある国県支出金返還金の減が3億円ぐらいあります。これの影響が大き

かったのでしょうか。

事務局 : 今おっしゃっていたのは、1 ページの決算概要の決算比の収支でありまして、収支が2億8000万ほどあるという話だと思うのですが、2 ページの一番下の所に、国庫支出金の返還金の減が影響していたかという質問です。

金額的には、ほぼこの額が該当しておりますので、この影響もかなりあったと思います。ただ一方で、それ以外の歳出、国保標準システムですとか、そのあたりが増えているということと、全体的に被保数が減っていて保険医療費が減っていた。そのほかで保険税率がほぼ減らないで確保できたということで収納率を確保できたことと、それから国庫支出金の返還金が減ったこと、この2つが主な影響となって形式収支が2億8000万ほど確保できたと思います

委員 : ちなみに国庫支出金というのは、来年度はどのくらいになるのでしょうか。

事務局 : これは30年度までは旧国保制度の時のものでして、市が返す形になっているのですが、平成30年度の制度改革が終わって、令和2年度になりますので、ここから先は主に県が総窓口になりますので各市町村でこのような大きい返還金は発生しないと思います。ですから平成28年度の積み残し分が市町村ごとにまだ分かれている形になっていますけれども、平成30年度からは県単位でやっていますので、数百万ぐらい出るといってとどまると思います。

委員 : ありがとうございます。あと国民健康保険の加入者数が減っているのですよね。2000人ぐらい減っていますね。それでこれは、私が勘違いしているかもしれませんが、後期高齢者に移行している人が影響しているのでしょうか。

事務局 : 後期高齢者に移行される方というのが、だいたい出られる方の2割ぐらいです。半分ぐらいは社会保険に移行される方になります。社会保険に入られる方がそれなりにいました。あとは後期についても2500人ぐらいいますのでやはり大きな影響があるとは思いますが。一覧表を見て頂くと分かりますように、過去の減少率と比べて割と少ない年だったということになります。これが今ご指摘頂いた後期高齢者の方が該当するのですが、太平洋戦争末期の方々がちょうど後期に移行する時期で、その時期は出生数が少ないものですから、減が後期の方も減っているということで国民健康保険の減り方も例年に比べると収まったということです。逆をいえばあと2年ぐらい経ちますと団塊の世代の方々が移行しますので、今の1.5倍ぐらい、3500人~4000人近い方が出ていきますので、その時がかなりの影響があるかと思えます。

会長 : その他ある方いらっしゃいますか。

せっかくの会議ですのでご意見いただければと思いますが、どうでしょうか。

委員 : 全体的にマイナス分が減り、健全なデータだと思います。最後の方の滞納分の期首滞納額なんですけれども、滞納の方の回収率が非常に上がったというのは、やはり徴収体制を増員して変えたということも大きいのでしょうか。もしそういうのが理由にあるとすれば滞納分を減らしていった収納率を上げるというのは、大切なことだと思います。これからも健全な運用をなさってほしいと思いました。質問ではございませんが。

事務局 : 今お話しがありました、期首滞納額が減っているということで評価して頂きました。平成31年4月から体制の方を強化しまして、12ページを見て頂きますと、目標の中で差し押さえ件数と、新規口座獲得件数があるのですが、令和元年度の実績を見て頂きますと、差し押さえ件数は、102件から382件になっております。新規口座獲得件数も目標は1000件でしたが、2867件となっております。差し押さえ件数が増えているかと思うのですが、やはり滞納をしているからといって、すぐ差し押さえということはできません。会計年度任用職員の方を採用しまして、財産調査というものを多く進めています。財産調査をさせて頂きますと色々なことが分かってきます。お支払いを頂ける財力があるのにお支払いをして頂けない方、実際逆もありまして、なかなかお支払いをして頂くのが難しい方がいらっしゃることも多く分かりました。その中で、税負担の公平性というところもありまして、差し押さえができる方につきましては差し押さえという形で、お支払いを頂くということで、差し押さえ件数が増えております。そのことと、口座の方を獲得するというので、口座振替の割合も増えております。ですので安定的に確保しておりますので、その2つが、上がったということで収納率が上がってきたということになります。やはりその原因につきましては職員の採用、マンパワーを強化したからだと考えています。

委員 : 特定健診に関してなのですが、人間ドックの方を見ると平成30年から令和元年に向かって上がっているの、トータルで見れば受けてくれる方はそんなには減っていない印象があったということと、さっき事務局がおっしゃるように2か月短くなって、また今年度も短くなります。だんだん短くなりますけれども、それが国民健康保険の対象者に周知が行き届けば受診率が上がってくると思いたいのですけれども、うちでもやはり昨年度は、いつも1月・2月に受けるという人が、もうできないですねと忘れてこない人もいますので、周知が進んでくれば特定健診の受診率は、私個人の意見としては、戻ってくると思います。

事務局 : 8ページの保険事業の特定健診の受診率の話の話を頂きました。確かに1.5ポイントほどさがっております。これにつきましては、まず、10か月だったものを8か月にしたので、2か月、20%期間が短くなったので、下がったという所があると思います。あと若干ですが、コロナのダイヤモンドプリンセス号が報道され始めた時期でもありましたので、その辺もあるのかなと思います。受診勧奨のお葉書を送っているのですけれども、1か月前とか2か月前に2回という形で前年送っていたものを、期間を短くして1回にしたのですが、この送るタイミングが若干早すぎたという所を反省しておりますので、その通知の仕方などを検討

していきます。

あと、今年については、人間ドックの方ですけれども、新型コロナウイルスの関係で既に4月・5月とやめられている病院がかなりありましたので人間ドックに関しましては、今年につきましては、1年間、3月末まで延長するという形で対応させて頂きました。特定健診につきましても、12月末で終わる予定ですが、この後また長期間に渡って緊急事態宣言が出て、数か月受けられない場合があったときにつきましては、健診については3月末まで延ばすのは、事務処理上難しいのですけれども、昨年と同じ1月ぐらいまで延ばすようなことについては現在検討しています。できる限り受診率を上げていきたいと思っております。

会 長 : よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

他に意見もないようなので、議題(1)「令和元年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込み」は終わらせていただきます。

次に、議題(2)「新型コロナの対応(傷病手当金・保険料減免・平塚市国民健康保険運営協議会の運営等)」について、事務局から説明をお願いいたします。資料については、資料2-1からでよろしいですね。2-2、2-3ということで事務局から説明よろしくをお願いします。

事務局 : 新型コロナの対応(傷病手当金・保険料減免・平塚市国民健康保険運営協議会の運営等)について説明を行った。

会 長 : それでは、傷病手当金、保険料の減免の納期限後申請、本協議会の書面会議の開催ということで、傷病手当金と減免の納期限後の申請につきましては、既に5月、6月の議会で先に提出してこの会議より前に議会で承認頂いているということの中での報告という形になります。

では、最後の書面会議は少し置いときまして最初の2件につきましてご意見、ご質問等があればよろしくをお願いします。

委 員 : 傷病手当金の関係なんですけれども相談が数件あって、ここまで該当がないということなんですけれども、相談が数件あって実際にコロナの陽性なんだけれどもというご本人やご家族からとかそういうことでしょうか。どういう事例があるか教えて頂ければと思います。

事務局 : 現在相談に来られている方につきましては、コロナにかかってちょっと休んだのですけれども結局その期間が数日しか休んでいないという形で、検査に行ったらPCRで陰性だったということで、休んだのですけれども、2日ぐらい。その2日の貰える額を2/3で計算すると数千円程度だったので、手間を考えるとどうかなという方がお一人いらっしゃいました。働いている前提がかなり厳しいようなんですね。働いていて、しかも給料が減額されるという2つの条件が当てはまる人というのがほぼいないようです。数名COVIDというのがレセプトで見つけているのですが、ほとんどの方が、傷病手当

金のご相談はないです。

会 長 : よろしいですか。他にありますか。

委 員 : この件については、広報とかにでてるのでしょうか。周知はどういう方法で行っているのですか。自分は初めて見たので。

事務局 : 傷病手当金については、広報で掲載しておりますし、ホームページの方でも載せております。

委 員 : 資料2-2のところなんですけれども、申請できないというやむをえない理由と認める場合にはと書いてあるのですが、このやむを得ない理由というのは、何かで明記されているのでしょうか。

事務局 : 今回、コロナに関して減免制度というものが国の方から通知がありまして、そちらの方が4月ぐらいになってしまうんですね。実際、平塚市として減免申請を受け付けたのが、令和2年度の当初の納入通知書を出したタイミングでした。本来減免の制度というものは納期までのものしか減免ができなかったんですね。

4月に制度が始まりまして、国の方の指針では昨年度分、令和元年度の9期・10期分で納期限が2月末と3月末のもの、そこまでを対象にしてくださいという風な通知がありました。でするので遡れなかったものを遡るようにするという所で制度が無かったという所がやむを得ない理由として考えられるということで、その分まで遡って減免ができるように対象を広げたという形の条例改正となっております。

事務局 : 今の説明の補足なのですが、条例上はやむを得ない理由としてだけで済むのですけれども、実際には減免の関係の規則というものがございます。その規則の方では、今回の事例のように国が減免を特別に認める場合というのがやむを得ない理由にあてるという解釈をしております。ですので、その申請する人がお家の都合でとかそういう理由でやむを得ない理由はほぼ発生しないと考えております。

会 長 : 他にはいかがでしょう。よろしいですね。

それでは先ほど説明のありました資料2-3の本協議会の書面会議の開催について事務局から提案がありました。コロナのこのようなことですので、今後もこのようなことも考えられるということで、やむを得ない場合における書面会議の開催についてということと、会長の不在の際についての対応ということです。

事務局、そもそも、これまではそういう決め事がなかったということで、ここで承認を得られれば、このようにしたいということによろしいのですかね。

事務局 : 運営協議会規則というのがございまして、こちらの方で過半数をもって会議をもたれることとするという定足数という規定がございまして、これがありますので、委員の方の半分以上は集めないと議決ができないという状況になっております。この書面開催につきまして、この書面を出すことで委員の出席と認めるということをご諮らせて頂きまして、要するに体で来るのではなく、紙を出せば出席にしますよということで、定足数の規定を読み替えるということをごさせて頂きたいという提案になっております。今までは、そのようなことを必要となる事態がありませんでしたので、平塚市全体で見ましても定足数に対する解釈が決められているという所があまり無いのですけれども、このような状況になりましたので必要だろうということになります。

具体的に言わせていただくと、次回の予定が11月にしていますが、こちらは仮係数といたしまして、県が示す来年度の税率の原案をご紹介する形となっております。こちらは皆様に通知を送ってそれで終わりという対応も可能かと考えておりますが、1月に開きます第3回につきましては、来年度の保険税率をこれによろしいでしょうかということを決めさせてもらうものになります。こちらを開催できないと、来年度の国民健康保険が運営できないという形になってしまいますので、第3回の時に緊急事態宣言などがありまして、今日の様子にお集まり頂くのが難しい場合は、こちらの方で原案をお諮りし、それに対し皆様にご回答いただきまして、それをもって出席とかえさしていただき、半分以上の回答があれば通常の会議と同じような扱いとさせていただきます。

会長 : 書面開催につきましては、事務局の説明がありました通りの提案内容になります。皆様方からのご意見を頂ければと思います。

委員 : 書面会議の開催の言葉なんですけれども、開催する余裕が無い時という「余裕」という言葉に引っかかってしまうのですが、開催することができないとかそういう言葉の方がいいのではないのでしょうか。「余裕」というと、時間をかければいいのではないかと考えてしまいました。

事務局 : 会議の必要性というところで、緊急事態宣言中でも必要な時には会議をやっているケースがあったんですね。そういう案件は実際には運営協議会でいうと税率の所なのですが、一方で国民健康保険運営協議会はみなさまの健康を守るためにやっている事業を検討して頂く協議会なので、そのようなところが、できる・できないとはっきり言うことができないかなと思うんです。会議が開催できないという物理的に例えば震災等災害時とかあると思うのですが、今回の時に限りましては、実際に会議を開いていることが政府でも県でも市でもあったりしましたので、そうするとこの運営協議会も開くべきではないかという意見がで出かねないという点で、若干広い意味を持たせるために、会議を開催する余裕がないという書き方にさせて頂いております。新型コロナを意識していることなので、国民健康保険運営協議会の特殊性を踏まえ、読みとらえてできるだけ書面開催を開催できるようにということで「できない」までは書かなかったということです。

委員：皆様が納得されていれば、私もそれで大丈夫です。

会長：今、事務局からの説明があった件について委員の皆様どうでしょうか。

委員：（その他、質問、意見なし）

会長：事務局の説明通り進めてよろしいでしょうか。
ではこの件はこれでお願いします。
書面会議について、その他の意見を頂ければと思います。

委員：（その他、質問等、意見なし）

会長：よろしいでしょうか。それでは、この書面会議の開催につきましては、事務局の提案通りとさせていただきますよろしいでしょうか。
では、そのようにさせて頂き、今後は事務局での対応をよろしくお願いします。
それでは以上をもちまして、議題（２）新型コロナの対応につきましては、終了とさせていただきます。
（１）（２）と用意された議題は終了しましたが、その他委員の皆様から何かございましたら、ご意見等頂ければと思います。

委員：（その他、質問等、意見なし）

会長：よろしいですかね。特に無いようでございますので、議事にかかる事項を終了させていただきます。委員の皆様につきましては、円滑な議事進行をご協力頂きましたことと積極的に意見を頂きましたことを御礼申し上げます。それでは進行を事務局にお返しします。

事務局：それでは、これを持ちまして、令和２年度第１回国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。
次回第２回は１１月１２日（木）午後２時からこちらの３０３号室で開く予定です。ただ先ほども申し上げました通り、答申をして頂く予定はございませんので、緊急事態宣言などが発令された場合は、書類の送付でかえさせて頂く可能性があると考えております。それでは長時間にわたり、どうもありがとうございました。

5 閉会

令和２年度第１回平塚市国民健康保険運営協議会を閉会した。